

社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会会員規程細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会（以下「本会」という。）会員規程第2条第3項の規定に基づき、賛助会員に関し、必要な事項を定める。

(賛助会員の資格)

第2条 本会の事業目的に賛同し、事業の推進を援助しようとする団体又は個人を賛助会員とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、別紙様式による賛助会員申込書を本会に提出しなければならない。

(会費)

第4条 賛助会費は、団体会員は一口年額5千円、個人会員は一口年額1千円とする。

2 賛助会費は、毎年度3月末日までに納入するものとする。

(賛助会員の登録)

第5条 賛助会員は、本会の賛助会員名簿に登録する。

2 退会の申し出のない場合は、毎年度継続されるものとして、賛助会員名簿に登録する。

(賛助会費の使途)

第6条 賛助会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、本会に退会届けを提出しなければならない。

2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。